付録　身体障害者障害程度等級表（その一）

級別			一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
視覚障害			視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）が〇.〇一以下のもの	1視力の良い方の眼の視力が〇.〇二以上〇.〇三以下のもの 2視力の良い方の眼の視力が〇.〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3周辺視野角度（Ⅰ／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／二視標による。以下同じ。）が二八度以下のもの 4両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの	1視力の良い方の眼の視力が〇.〇四かつ他方の眼の視力が〇.〇八かつ他方の眼の視力（両耳全ろう） 2視力の良い方の眼の視力が〇.〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	1視力の良い方の眼の視力が〇.〇八以上〇.一以下のもの（三級の二に該当するものを除く。） 2眼球それぞれ八〇度以下の周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下のもの 3両眼開放視認点数が七〇点以下のもの	1視力の良い方の眼の視力が〇.二かつ他方の眼の視力が〇.〇二以下のもの 2両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4両眼開放視認点数が七〇点を超えかつ一〇〇点以下のもの 5両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が〇.三以上〇.六以下かつ他方の眼の視力が〇.〇二以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害					1両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） 2両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの		1両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） 2一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの	1両耳の聴力レベルが六〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害				平衡機能の著しい障害		平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害					音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害				
肢体不自由	上肢機能障害	1両上肢の機能を全廃したもの 2両上肢を手関節以上で欠くもの 3一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4一上肢の機能を全廃したもの	1両上肢の機能の著しい障害 2両上肢のすべての指を欠くもの	1両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3一上肢のすべての指の機能を全廃したもの 4一上肢のおや指及びひとさし指を含めて三指の機能を全廃したもの 5一上肢のおや指及びひとさし指を含めて四指の機能を全廃したもの 6一上肢のおや指を欠くもの 7おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を全廃したもの	1両上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 2両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 4一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5一上肢のおや指及びひとさし指を含めて三指の機能を全廃したもの 6おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1両上肢のおや指の機能の著しい障害 2両上肢の手関節以上で欠くもの 3一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 4一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6一上肢のおや指を欠くもの 7おや指又はひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1両上肢の機能の著しい障害 2両上肢のすべての指を欠くもの 3一上肢のすべての指の機能を全廃したもの 4一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6一上肢のおや指の機能の著しい障害 7一上肢のおや指を欠くもの 8おや指又はひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1両上肢の機能を全廃したもの 2両上肢を手関節以上で欠くもの 3一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4一上肢の機能を全廃したもの
	下肢機能障害	1両下肢の機能を全廃したもの 2両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1両下肢の機能の著しい障害 2両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの	1両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3一下肢の機能を全廃したもの	1両下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 3一下肢の機能の著しい障害 4一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 5一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6一下肢が健側に比して一〇センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの	1両下肢のすべての指を欠くもの 2両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4一下肢の機能の著しい障害 5一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6一下肢が健側に比して一〇センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの	1両下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3一下肢が健側に比して五センチメートル以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの	1両下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2一下肢の足関節の機能の著しい障害 3一下肢の股関節、膝関節又は足関節の機能の著しい障害 4一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 5一下肢の機能の著しい障害 6一下肢が健側に比して三センチメートル以上又は健側の長さの二十分の一以上短いもの	1両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2一下肢の機能の軽度の障害 3一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4一下肢のすべての指の機能の軽度の障害 5一下肢の機能の軽度の障害
	体幹機能障害	1体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	1体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能障害の著しい障害		
	上肢機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
	移動機能障害		不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動がが著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	

備考

1　同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの扱とする。ただし、二つの重複する障害が二以上重複する場合は、六級とする。

2　肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合について、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

3　異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、第一指骨間関節以上を欠くもの又は第二指骨間関節以上を欠くものは、お指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

4　「指の機能障害」とは、お指については中手指節関節以上を欠くもの又は第二指骨間関節以上を欠くものをいう。

5　「上肢の機能障害」とは、上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したものをいう。

6　上肢又は下肢欠損の断端の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

7　下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。